

中小企業経営強化税制(特別措置法)に係る 事務作業上のご協力のお願い

生産性向上設備促進税制で取得されました工業会登録番号：西暦 2 桁-●●●●●●は中小企業経営強化税制の工業会登録番号としてそのままご利用いただけます。

様式 2：審査用チェックシートの申請区分：2 回目以降として工業会登録番号ご記入のうえ、ご申請ください。※様式 2 は申請区分に関わらず、必須提出となります。

※JAIMA での中小企業経営強化税制証明書(特別措置法)発行は 2018 (平成 30) 年 6 月 6 日から 2020 年 3 月 31 日納品分となりますので、2018 年度以降有効の 18-●●●●●●、19-●●●●●●、20-●●●●●●の登録番号をご利用ください。

1. エビデンス (添付資料)

- ・添付資料エビデンスはホチキスにてとめて頂き、角 2 (A 4 サイズ) 封筒に 1 製品 1 封筒にてお願い致します。クリアファイル・クリップは×。
- ・認定者にわかりやすいように、指標等にアンダーライン・ふせん等つけて下さい。
- ・エビデンス (添付資料) は比較指標・製品名・型式等の要所をおさえていただきなるべくコンパクトにしてご添付下さい。
- ・販売開始時期の記載がない申請が多く、困っております。
当該設備及び一代前モデルの販売開始時期の記載のある資料 (仕様書、カタログ、ニュースリリース等) を必ずご添付下さい。
資料に販売始時期のご記載がない場合は、販売開始時期証明書[書式自由]のご提出をお願い致します。

2. 封筒について

(初回・登録) 申請は角 2 (A 4 サイズ) の封筒に 1 申請 1 封筒。
大きな封筒にまとめてご申請いただくことは可能ですが、必ず 1 申請 1 封筒に小分けしてご申請ください。

(2 回目以降) 申請は長 3 (定型) 封筒でも可。
大きな封筒にまとめてご申請可能です、封筒で小分けの必要はございません。

3. 申請書類差替え対応は行っておりません

(1) 差し替え作業は煩雑になるため行っておりません、下記のとおり対応しております。

①受付前に不備が見つかった場合は着払い(佐川便)で申請書類一式を返送させていただきます。不備の書類などを補完いただき再提出ください。

(この場合は費用は発生しません。)

②審査が済み、認定が下りない場合(販売開始時期が6年以上などで却下される場合など)は申請書類は工業会保管となり、郵送にて理由と結果の連絡をお送りいたします。従いまして、このようなことにならないようにチェックリストにて書類の不備が無いように、事前にご確認いただき発送してください。

(2) 証明書原本回収可能な証明書発行済の差替え再発行はいたしません。

ユーザー様の都合により記載内容変更等で、証明書の差替え無料再発行はいたしておりません。

改めて、新規ご申請ください。この場合新たに費用が発生いたします。